

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	模様替え又は増築の承認	
処 分 の 概 要	市営住宅の模様替えや増築を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第28条第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間		計 5日
判断基準	明け渡し時に原状回復又は撤去が可能であると考えられるもの、又は介護保険対象者であること。	
【根拠法令等】		
<p>松山市営住宅管理条例</p> <p>第28条 入居者は、公営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅模様替等設置承認申請



審査



承認・不承認